

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihfsu.net
HP https://ihfsu.net/

人事院勧告

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに上げ～

8月8日に、国家公務員の給与改善に関する人事院勧告が出ました。人事院勧告は、私たち教職員も含め地方公務員の給与改善にも大きな影響を及ぼします。

今年の人事院勧告のポイントは、①民間給与との格差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ、②ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分、の2点です。

3年ぶりの月例給、ボーナスの引上げになりましたが、コロナ禍やロシアによるウクライナ侵略戦争に伴う物価高に対応する引き上げ額になっていません。

今後、人事委員会勧告が10月にあり、その後地公労交渉で賃金引き上げ額が決定します。茨高教組は、地公労交渉に参加し、給与引上げと休暇制度の改善に取り組みます。なお、今年は12月に県議会選挙がある関係で、例年よりも地公労交渉は1ヶ月早まります。

教育条件等の改善に関する交渉 オンラインで実施(8/26)

8月26日(金)昨年度に引き続き、教育条件に関する交渉をオンラインで交渉を行いました。

今回の交渉は7月13日付で県教育長あてに提出した、「2022年度県立学校の教育条件等の改善に関する要求書」に基づくものです。

主な交渉内容については以下の通りです。

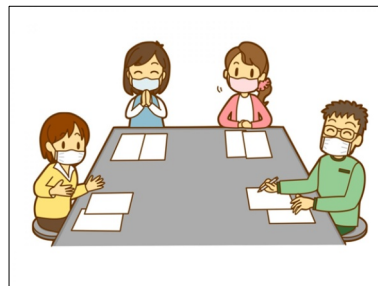
①校舎の改修・整備については令和元年に策定された「県立学校施設の長寿命化計画」に基づき計画されており築50年を経過したものから改修が進められているということでした。各学校から出された改修の要求に対しても、「緊急性、重要性を勘案して予算配分する」といった内容で、善処するといった回答はありませんでした。

②学校予算増の要求に対しては、「厳しい財政状況の中、予算の増額は困難」という回答に終始し、学校でかかる予算については運営費でやりくりしてもらい

たいという回答ばかりでした。

③超過勤務の実態把握については、昨年度に比べて超過勤務の割合が減っているという回答でしたが、今でも最長で月180時間を超過している者もいるという実態も明らかになり、校長だけでなく、県教委として何らかの手立てが必要だと要求しました。

月45時間、年間360時間と、法律で定められているにもかかわらず、45時間を超える割合が20%を超えていることから、県は超過勤務の解消は努力目標なのか?という問いに、「一気にゼロになるという認識はしてない。少しずついろんなところをお願いしながらと考えている」とい



う、他人ごとのような回答となりました。

④1学級の定員については「学校標準法」に基づき、県としても40人が適正であるという認識でしたが、小学校で35人学級が進んでいることや、今の時代に合っていない状況を説明し、国に働きかけるよう求めました。

⑤進級時学級減についても、途中で学級数が減ることによる学校運営上の支障を説明し、取りやめるよう求めました。

⑥特別支援学校の過大過密問題については、「児童生徒数が将来的にどのように推移していくのかを見極める必要がある」という回答だったことから、データを基に、いま在籍している児童生徒に対して早急に対策を講じるよう求めました。

⑦「スクールバス」の財政支援については、これまで「各校で運営方法等が異なることから一律的な現状把握は困難である」という回答から、通学手段の確保が課題であるという認識にたち、全校調査の結果を基に県として支援が可能か検討するという前向きな回答が得られました。

等であれば、協議の上設置も可能という回答を得られました。

⑨修学旅行引率の自費負担分については、関連費用については、公費による支出が可能か各学校で検討するよう文書を発出しているということでした。

⑩学習者用端末の公費負担の要求では、全国約半数の自治体で公費負担している状況を説明し、なぜ茨城ではできないのかと問いましたが、県の回答は「自分のものだから自由に使える。進学しても使える。」という回答でした。GIGAスクールという国の構想のもと、個人負担で5万円を超える機器を保護者に負担してもらいながら、メンテナンスも現場の教員任せの施策は問題であり、改めて公費負担するよう求めました。

⑪臨時的任用職員の年度切り替えによる教育情報ネットワークアカウントの継続については、できるか業者と詰めている状況との回答があり、アカウント継続に向けて前向きな回答を得ました。

今後も引き続き、学校の予算増を含めた教育条件の整備について県に要求していきます。回答の中でも、「学校から要求が出ていない」という回答が複数回ありました。管理職との懇談を深めながら、各職場からも県に要求を出していきましょう。

教育委員会に安倍元首相の国葬に関する要請書提出

～森作教育長「教育委員会として特別な対応を取らない」と表明～

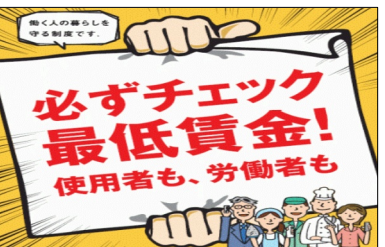
茨城県の最低賃金911円に決定

茨城労働局は、茨城県の最低賃金を10月1日から32円引き上げて911円にすることを決めました。

最低賃金は、国の目安を受けて茨城地方最低賃金審議会で審議されますが、7月25日に茨城労連から11組織が意見書を提出しています。高教組も、「最低賃金を大幅に引き上げることは、高校生、学生の教育を受ける権利を保障する上で、欠かすことの出来ない方策です。

2020年から続いている新型コロナウイルス感染拡大防止対策から、アルバイトの自粛等により、本来見越していた収入が得られず、生活が困窮して、学業を断念せざるを得ないと考えている大学生や専門学校生も出てきている状況です。

通常の生活下においてもアルバイトをしながら、「授業料を補うため」、「家計の負担を減



組合では、8月22日に茨城県教育委員会の森作宜民教育長宛てに「安倍元首相の国葬に関する要請書」を提出しました。

国葬は、9月27日に実施することになっていますが、全国的にも国葬反対の声が巻き起こっています。森作教育長も8月30日に国葬に関し、県教育委員会として特別な対応を取らないと記者会見で述べました。

以下が要請書の全文です。

茨城県教育委員会が児童・生徒の健全な成長・発達のために日々とりくみを強化されていることに敬意を表します。

ところで、岸田内閣は9月27日に、7月に暴漢に襲撃され逝去された安倍元首相の国葬を実施することを決めました。

しかし、この決定は国会の審議を経ないもので、政府の閣議決定だけで決められたものです。

法的根拠もなく、憲法14条の「法の下での平等」にも違反するという憲法学者の意見もあります。

また、国葬に多額の税金を使

うのではなく、コロナ禍やウクライナ侵攻後の物価高の被害を受けている国民にこそ支援を充実させるべきです。

安倍元首相に対する国民の評価は二分された状態にあり、国葬になることで「弔意の強制」になると国葬に反対する世論も高まっています。

貴教育委員会が政府に対して「国葬」実施の中止を求めるとともに、下記のとおり、「国葬」実施にあわせて各学校に弔旗掲揚などを求める通知を発出しないよう要請します。

1. 国葬において、学校に半旗の掲揚を指示しないこと。
2. 国葬において、授業時間を変更して集会の開催などを指示しないこと。
3. 国葬において、生徒や教職員に黙祷を指示しないこと。
4. 教師が授業などにおいて国葬に関することを取り上げることを制限したり、禁止したりしないこと。
5. 国葬の日の教職員の服装や言動に制限を加えるような指示をしないこと。

らすため」など、直接生活に関わる理由や、「大学・専門学校の入学金や学費を貯めるため」など、進学するために必要な費用を貯める者など、理由は様々ですが、保護者の経済状況だけでは補いきれない家庭が少なからずあるのが事実です。

さらに、昨年度より県の政策によって、県立高校に入学する生徒に対して、約5万円もする学習者用端末（タブレット）を個人購入させており、家計への負担はさらに増えています。

最低賃金が増えることによって、学業にかかる時間を今まで以上に確保することもできます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金の時給1500円以上をめざし、即座に時給1000円以上することを求めます。」と意見書をあげました。

最低賃金の引き上げに対して、大井川和彦茨城県知事は「最低賃金額の決定にあたっては、本県の経済実態を反映するとともに、栃木県をはじめ近隣県との地域間格差の是正に向け、国の目安額を3円以上、上回る積極的な引き上げが行われますようお願いいたします」と意見をあげました。

また、大井川知事は32円の引き上げに対して、「近隣の県との格差是正には至らず、十分な

引き上げ額とは言えない」として、「今後も引き続き最低賃金の引き上げについて、関係機関に働きかけていく」とコメントを発表しました。

こうした動きの中で、茨城地方最低賃金審議会は、32円引き上げの911円という答申を出しています。目安を超えた引き上げ額は、多くの関係者の努力の結果です。

しかし、911円では労働者の40%を超えてしまった非正規労働者や高校生、大学生の生活改善にはつながりません。また、非正規労働者の多数を女性が占め、コロナ禍の中で女性の自殺が大きな社会問題になり、ジェンダー平等の観点からも最低賃金を全国一律1500円にしていく必要があります。

最低賃金は10月1日から911円になりますが、10月1日以降も高校生が911円未満の時給で働かされるといった事例は生まれかねません。高校生に茨城県の最低賃金が911円になったことや最低賃金は高校生も含めて働くすべての人が対象になることをきちんと教えていく必要があります。

また、公務民間を問わず高卒初任給が最低賃金をクリアできているかの確認が必要です。今年の最賃署名では、初任給を20万円以上にすることを求めています。